

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部産業観光課

番号 17

許認可等の内容		先端設備等導入計画の変更の認定
根拠法令及び条項		中小企業等経営強化法第53条第5項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>変更後の計画が次の点が満たされた計画であるか確認し認定する。</p> <p>(1) 申請対象事業者となる中小企業者であるか「業種」「従業員数」「資本金」を確認する</p> <p>(2) 計画期間について 「開始が令和5年4月から3年間、4年間及び5年間の範囲内でかつ、 「最低3年間以上の事業期間」が設定されている</p> <p>(3) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標が年平均3%以上向上する目標値となっている(伸び率を事業年度数で割る)</p> <p>(4) 先端設備等の導入場所が茅ヶ崎市内である</p> <p>(5) 先端設備等導入に必要な資金の調達方法が明記されている</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成30年7月30日設定(令和5年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成30年7月30日設定( 年 月 日最終変更)